

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年2月26日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1818号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------|
| <p>(<u>条例第13条第10項第2号に規定する人事委員会規則で定める者</u>)</p> <p><u>第16条の2</u> <u>条例第13条第10項第2号アに規定する人事委員会規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。</u></p> <p><u>(1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつて、同法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p><u>(2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた地方公共団体の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p><u>(3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた地方公共団体の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p><u>2 条例第13条第10項第2号イに規定する人事委員会規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。</u></p> | |

様式第5

| | | | |
|-----|----------------|------|------------------|
| (略) | | | |
| (略) | 技能 習得 手当 | 受講手当 | 日額 円 月 日 支給開始 |
| | | 通所手当 | 月額 円 月 日 支給開始 |
| (略) | | | |
| (略) | | | |

(第1面)

様式第5の2 (表面)

受給資格者 氏名 変更届
住所

| | | | |
|--|-------|----------|-------|
| (略) | | | |
| (略) | 年 月 日 | (略) | 年 月 日 |
| 職員の退職手当に関する条例施行規則第9条第3項の規定により上記のとおり届けます。 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| (高年齢・特例) 受給資格者氏名 _____ ㊤ | | | |
| 任命権者 様 | | | |
| | | 支給番号 () | |
| | | 電話番号 () | |
| (略) | | | |

様式第11 (表面)

公共職業訓練等受講証明書

| | | | |
|-----|--------|------|-----|
| (略) | | | |
| (略) | 技能習得手当 | | (略) |
| | 受講手当 | 通所手当 | |
| | | | |
| (略) | | | |

様式第13の2 (表面)

就業手当に相当する退職手当支給申請書

| | |
|--|-----|
| (略) | |
| 6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1か月である場合に、 <u>安定所、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介</u> を受けましたか | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | |

様式第13の2 (裏面)

注意事項

様式第5

| | | | |
|-----|----------------|--------------|------------------|
| (略) | | | |
| (略) | 技能 習得 手当 | 受講手当 | 日額 円 月 日 支給開始 |
| | | 特定職種 受講手当 | 月額 円 月 日 支給開始 |
| | | 通所手当 | 月額 円 月 日 支給開始 |
| | | (略) | |
| (略) | | | |

(第1面)

様式第5の2 (表面)

受給資格者 氏名 変更届
住所

| | | | |
|--|----------|----------|-----|
| (略) | | | |
| (略) | 昭和 平成 | 年 月 日 | (略) |
| (略) | 平成 | 年 月 日 | (略) |
| 職員の退職手当に関する条例施行規則第9条第3項の規定により上記のとおり届けます。 | | | |
| 平成 年 月 日 | | | |
| (高年齢・特例) 受給資格者氏名 _____ ㊤ | | | |
| 任命権者 様 | | | |
| | | 支給番号 () | |
| | | 電話番号 () | |
| (略) | | | |

様式第11 (表面)

公共職業訓練等受講証明書

| | | | | |
|-----|--------|--------------|-----|------|
| (略) | | | | |
| (略) | 技能習得手当 | | (略) | |
| | 受講手当 | 特定職種 受講手当 | | 通所手当 |
| | | | | |
| (略) | | | | |

様式第13の2 (表面)

就業手当に相当する退職手当支給申請書

| | |
|---|-----|
| (略) | |
| 6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1か月である場合に、 <u>安定所又は職業紹介事業者の紹介</u> を受けましたか | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | |

様式第13の2 (裏面)

注意事項

1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（就業手当に相当する退職手当））中に再就職手当に相当する退職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の認定を受けた後、受給資格証を添えて提出すること。

ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（就業手当に相当する退職手当））から次の確認日の前日までの間に代理人又は郵送によって申請しても差し支えないこと（この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。）。ただし、代理人による申請の場合は、委任状が必要となる。

（注）この就業手当に相当する退職手当の支給対象となる「就業」に当たるか否かについて疑問がある場合には、任命権者に問い合わせること。

2～7 （略）

8 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1か月間について該当するものを○で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。

なお、「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。

9 （略）

様式第16

求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書

| | | | | | |
|-----|------------------|-----|------------------|-----|-----|
| (略) | | | | | |
| (略) | 船賃 | | 航空賃 | | (略) |
| | 距離 | 運賃 | 距離 | 運賃 | |
| | (キロ メー トル) | (円) | (キロ メー トル) | (円) | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| (略) | | | | | |

1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（就業手当等））中に再就職手当に相当する退職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の認定を受けた後、受給資格証を添えて提出すること。

ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（就業手当等））から次の確認日の前日までの間に代理人又は郵送によって申請しても差し支えないこと（この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。）。ただし、代理人による申請の場合は、委任状が必要となる。

（注）この就業手当の支給対象となる「就業」に当たるか否かについて疑問がある場合には、任命権者に問い合わせること。

2～7 （略）

8 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1か月間について該当するものを○で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。

なお、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。

9 （略）

様式第16

求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書

| | | | |
|-----|------------------|-----|-----|
| (略) | | | |
| (略) | 船賃 | | (略) |
| | 距離 | 運賃 | |
| | (キロ メー トル) | (円) | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| (略) | | | |

様式第16の2（裏面）

注意事項

1 この申請書は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して1か月以内に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、任命権者に提出すること。

2・3 （略）

様式第16の3（裏面）

注意事項

1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（求職活動支援費（求職活動関係役務利用費））に相当する退職手当）中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（求職活動支援費（求職活動関係役務利用費））に相当する退職手当）に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、任命権者に提出すること。

ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者の方が求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書を提出する場合にあつては、当該求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4か月以内に行うこと。

2・3 （略）

様式第16の2（裏面）

注意事項

1 この申請書は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して1か月以内に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、任命権者に提出すること。

2・3 （略）

様式第16の3（裏面）

注意事項

1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（求職活動関係役務利用費）中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（求職活動関係役務利用費）に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、任命権者に提出すること。

ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者の方が求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）支給申請書を提出する場合にあつては、当該求職活動関係役務利用費の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4か月以内に行うこと。

2・3 （略）

第2条 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第15を次のように改める。

様式第15 (表面)

移転費に相当する退職手当支給申請書

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------|-----------------|---------|-----------------|-------|------|--------|------|--------|------------------------|--------|----|-----|----|-----|-----|
| ①申請者 | 氏 名 | | 受給資格証番号 | | | | | | | | | | | | | |
| | 移転前の住所 又は 居 所 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 移転後の住所 又は 居 所 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②就職先の事業所 | 所 在 地 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 名 称 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③就職決定年月日 | 年 月 日 | ※ 雇 用 期 間 | | | | | | | | | | | | | | |
| ④受講する公共職業訓練等の施設 | 所 在 地 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 名 称 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称 | 所 在 地 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 名 称 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥受講指示年月日 | 年 月 日 | ⑦受講開始年月日 | 年 月 日 | ⑧受講終了予定年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | |
| ⑨移転開始予定年月日 | 年 月 日 | ⑩乗車(船)の場所(出発空港) | | ⑪下車(船)の場所(到着空港) | | | | | | | | | | | | |
| ⑫移転する者の氏名 | ⑬生年月日 | ⑭続柄 | ※鉄 道 賃 | | ※船 賃 | ※航空賃 | ※車 賃 | ※移転料 | ※着後手当 | ※ 計 | | | | | | |
| | | | 距離 | 運賃 | 急行料金 | 計 | 距離 | 運賃 | 距離 | | 運賃 | 距離 | 支給額 | 距離 | 支給額 | 支給額 |
| 本 人 | | | キロメートル | 円 | 円 | 円 | キロメートル | 円 | キロメートル | 円 | キロメートル | 円 | | | | 円 |
| 家 族 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※合 計 | | | | | | | | | | キロメートル | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | | | | | | | ※就職先の事業主から支給される就職支度費の額 | | 円 | | | | |
| | | | | | | | | | | ※差 引 支 給 額 | | 円 | | | | |
| 職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任 命 権 者 様 申請者氏名 | | | | | | | | | | | 印 | | | | | |

様式第15（裏面）

注意事項

- 1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1か月以内に、任命権者に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて提出すること。
- 3 就職するために移転する場合には、④欄及び⑥欄から⑧欄までは記載しないこと。
- 4 公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、⑤欄は記載しないこと。
- 5 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、②欄、③欄及び⑤欄は記載しないこと。
- 6 ⑨欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
- 7 ⑫の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によつて生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
- 8 ※印欄には、記載しないこと。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の様式第5の失業者退職手当受給資格証並びに様式第5の2の受給資格者氏名住所変更届並びに様式第11の公共職業訓練等受講証明書並びに様式第13の2、様式第15、様式第16、様式第16の2及び様式第16の3のそれぞれの申請書については、当分の間、従前の様式によることができる。